

●香川県告示第357号

平成3年香川県告示第89号（母子保健法施行細則の規定による徴収する費用の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、平成22年10月1日から施行し、改正後の規定は、同月分以後に係る費用徴収について適用する。ただし、4の改正規定は、平成22年9月14日から施行する。

平成22年9月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>4 1から3までの規定にかかわらず、これらの規定による徴収額が法第21条第2項の規定により県が支弁した額を超えるときは、県が支弁した額を徴収額とする。</p> <p>別表(1、2関係)</p> <p style="text-align: center;">徴収基準額表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、<u>第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p>	略	<p>4 1から3までの規定にかかわらず、これらの規定による徴収額が法第21条第1項の規定により県が支弁した額を超えるときは、県が支弁した額を徴収額とする。</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">徴収基準額表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p>	略
略			
略			